

れば、いこの外に侍り、さらばさるべき様につかうまつるべきにこそ侍なれ、一院にておはしまさむも、御身はいとめでたき事におはします、よにめでたきものは、太上天皇にこそおはしませぬなど、よく心のどかに聞えさせ給、略中かくて八月九日〇寛仁元年東宮〇後た朱雀た、せ給ひぬ、はじめの東宮明〇敦をば、小一條院と聞えさす、院いとおぼしめす様にやさしくおぼしめされて、十二人の御隨身えりと、のへさせ給、乗るべき馬鞍まで清らさせ給、故院の御隨身どもの、世中をいとあえなく思ひたりつるに、さるべうびしきなどはみな参り集まりぬ、殿上人のさるべく使ひつけさせ給へる人々、いみじうけうありと思へり、皇后宮いとあかぬ事にくちをしうおぼせど、又一院とて年官年爵えさせ給、藏人判官代何くれの定めあるにつけても、あしくはおはしませず、今めかしう御心やりならまほしげなる方は、月ごろの御有さまにまさらせ給へり、さは故院の御つぎは、かくてやませ給ぬるにやとおぼしめす方ぞいと哀しかりける、

圖 追尊天皇 私稱天皇例

追尊天皇トハ、生時未ダ嘗テ帝位ニ在ラズシテ、去世ノ後ニ帝號ヲ上ラレシ者ヲ云フ、此帝號ニハ、天皇ノ御父ヲ尊ビ給フヨリ出ヅルアリ、或ハ禍祟ヲ畏レ給フニ由リテ起ルアリ、又其號ニモ諡アリ、居所ヲ以テ稱スルアリ、之ヲ概スルニ、皆御父子ノ間ナルヲ明治ノ昭代ニ當リ、數世ノ後ヨリ、典仁親王ヲ諡シテ慶光天皇ト稱シタマヒシガ如キハ、追孝ノ特例ナリ、追尊天皇ハ、大鏡ニ據ルニ、即チ贈太上天皇ナルガ如シ、

私稱天皇トハ、攝政ノ皇后皇女、及ビ有功ノ皇子等ヲ、後世ヨリ其威德ヲ欣慕スルノ餘ニ、私ニ天皇ト稱スルヲ云フ、厩戸皇子ヲ上宮法王ト稱セシガ如キハ、當世ノ事ニハアレド此類ナリ、

追尊天皇

二所大神宮例文、雖不著天位奉號天皇、長岡天皇 草壁皇子、天武太子、文武之親、